

## 令和4年度回復期病床整備事業費補助金の取扱いについて

## 1 回復期病床整備事業の募集について

- (1) 医療計画課は、医療機関に対し、「回復期病床整備事業の御案内」を送付するとともに、県医師会や病院協会等関係団体にも参考として通知する。
- (2) 各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という）において審議を行うため、回復期病床整備事業計画者（以下「事業計画者」という。）は、医療計画課に「回復期病床整備計画書」を提出する。
- (3) 計画書の受付期間は、以下のとおりとする。
- ア 第1回推進委員会（令和4年8月～9月頃予定）での意見聴取分  
令和4年5月11日（水）から令和4年6月1日（水）まで
  - イ 第2回推進委員会（令和5年2月～3月頃予定）での意見聴取分  
本年11月末を提出期限とする予定（医療機関等には再度案内を送付して周知する）
- (4) 事業計画者から提出された回復期病床整備計画書の内容について、医療計画課から推進委員会の事務局である基幹的保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という）に情報提供を行う。

## 2 推進委員会における意見の聴取について

## (1) 推進委員会に提示する資料及び事業計画者との調整について

- ア 推進委員会における資料については、事業計画者から提出された回復期病床整備計画書とする。

## 【資料の内容】

- 1 整備予定内容（開設者、施設名、施設所在地、整備内容及び整備予定時期）
  - 2 整備前後の当該医療機関の病床機能報告の状況
  - 3 整備前後の病棟の状況
  - 4(1) 整備事業の目的（これまでの病床機能、今回、病床整備を行う背景及び新たに提供する予定の医療等）
  - 4(2) 愛知県地域医療構想における当該構想区域の記載内容及び現状  
（参考事項：当該構想区域における直近の病床機能報告結果と必要病床数の状況）
  - 4(3) 病床整備を行うに当たり、関連する事項（回復期機能への整備に当たり、急性期機能を担う医療機関との連携や近隣に所在する回復期機能を担う医療機関の状況等及び整備を行うにあたっての機器の整備や人材確保の有無）
- イ 基幹的保健所等は、推進委員会において事業計画者に計画内容を説明させるため、出席依頼等の調整を行う。

## (2) 推進委員会における議事について

- ア 回復期病床整備計画について、計画事業者が今後担うべき医療機能が適当であると認められるかについて、推進委員会の意見を聴取する。
- イ 議事、会議資料及び議事録については非公開とする。
- ウ 事業計画者からの説明後、質疑時間を設ける。質疑終了後、整備計画内容の適否について、採決を行う。

## 3 結果の通知について

- (1) 基幹的保健所等は推進委員会終了後、速やかに議事結果を医療計画課宛てに文書で報告する。
- (2) 医療計画課から事業計画者に結果を文書で通知するとともに、推進委員会で計画内容が適当である旨の議決のあった計画について、補助金交付申請の手続きを進める。

# 回復期病床整備事業の御案内

## 回復期病床整備事業費補助金について

- 愛知県では、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向けて不足が見込まれる回復期機能の病床の充実を図ることを目的として、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を助成しています。
- 平成30年度から、補助金の交付申請手続き前に「回復期病床整備計画書」を御提出いただき、地域医療構想推進委員会で計画内容が適当とされた場合に、補助金の交付申請を受け付けることとしています。

＜令和4年度地域医療構想推進委員会の開催予定時期＞ 令和5年1～3月頃  
 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催時期が変更となる場合があります。

- [補助対象者] 医療機関の開設者等
- [補助率] 1/2
- [基準額] ○施設整備
- |        |           |
|--------|-----------|
| 新築・増改築 | 5,022千円/床 |
| 改修     | 3,508千円/床 |
- 設備整備 500千円/床

- [対象経費] 既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費（※）
- 施設整備・施設の新築・増改築、改修に要する工事費等
  - 設備整備・医療機器等（備品）の購入に要する費用
- ※1品につき30千円を下限額とする。

※ 既存の回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）に係る事業は補助対象になりません。

※ 施設整備は複数年の実施が可能ですが、年度ごとの交付になるため、交付申請等の手続きは毎年度（回復期病床整備計画書の提出・地域医療構想推進委員会への意見聴取は初年度のみ）必要になります。

[補助条件] 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に補助金を交付する。

## 申請等の手続きについて

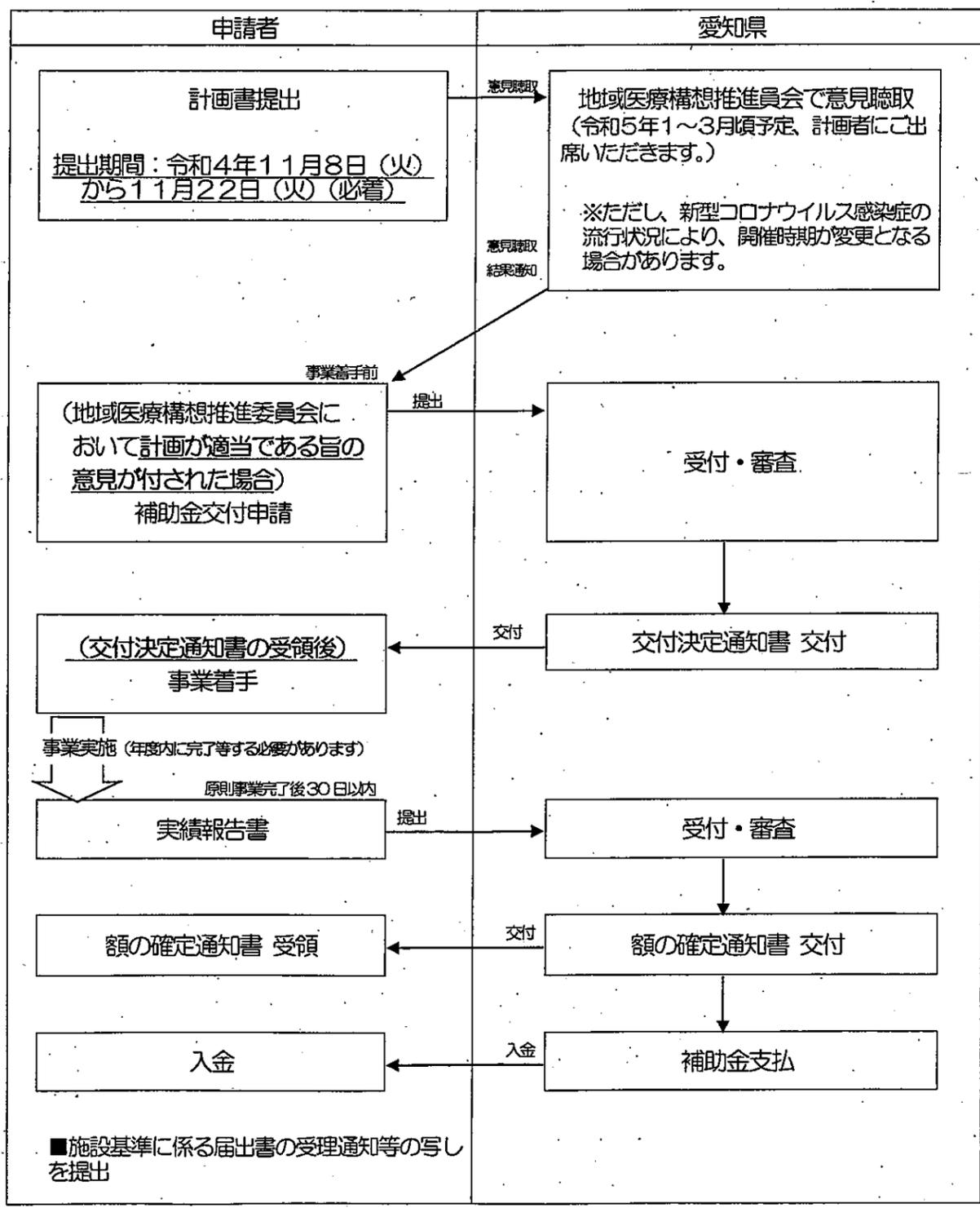
回復期病床整備計画書の提出や補助金の申請等、必要な手続きについて御案内させていただきますので、事業内容が決定した段階で、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

なお、令和4年度の地域医療構想推進委員会での意見聴取をお考えの場合は、令和4年11月8日(火)から11月22日(火)の期間に回復期病床整備計画書を提出してください。

**お問い合わせ先**

愛知県保健医療局健康医療部医療計画課 医療計画グループ  
 電話 052-954-6265 (ダイヤルイン)

## 主な手続き等の流れについて



注) 交付決定通知書の交付前に着手した場合は、補助を受けられません。